

2022年
9月
Vol.116

フェイス
Faith
労政ながさき



「長崎県誰もが働きやすい職場づくり
実践企業 認証制度 (Nぴか)」ロゴマーク

CONTENTS

★Nぴかとは	1	★長崎県離職者雇用促進助成金について	14
★Nぴか認証企業の紹介	2	★各種アドバイザー派遣について	15
★長崎県の最低賃金について	9	(緊急雇用維持・職場環境づくりアドバイザー)	
★結婚子育て応援宣言	10	★長崎県立高等技術専門学校について	16
★国の認定制度紹介 (くるみん・えるぼし)	11	★人材の確保・支援事業について	17
★ // (ユースエール・もにす)	12	★シルバー人材センターについて	19
★長崎県緊急雇用維持助成金について	13	★労働相談QA	20

人材確保・定着、働き方改革に「^{エヌ}Nぴか」をご活用ください!

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業) 略称「Nぴか」

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。



認証されると・・・

1. Nぴか特設ページやながさき県内就職応援サイト「Nなび」で優良企業として周知
2. 求人票に「Nぴか認証企業」と記載し、求職者へ働きやすい職場であることをPR
3. 県の建設工事の入札参加者格付審査項目で加点
4. 県主催の合同企業面談会や説明会等への参加が有利に
5. 合同企業面談会での表示や専用ロゴマークの使用が可能に



まずは「Nぴか」HPの自己診断から審査票をご確認ください!!

2022.08.08 (月) NEW 「新入社員向け定着支援セミナー」の開催について



Nぴか

検索

<https://n-pika.pref.nagasaki.jp/>



次ページから令和4年8月末時点での
認証企業を紹介しています～☆

社会福祉法人 清和会

所在地：新上五島町岩瀬浦郷 596-3
業種：福祉サービス業
従業員数：130名



社会福祉法人 清和会



■会社の特色・取組み

当法人は創立50年と長く、各種福祉サービス業を、必要な方へ幅広く提供しています。

保育所を運営しているため、子どもを預けながら働くことができます。

- ・産休育休の取得実績あり
- ・採用日から有給休暇（5日）を付与
- ・資格取得のための費用負担制度あり

■人事労務担当者から

当法人の基本理念である「真心」「安心」「信頼」をモットーとして、ご利用者に安心して暮らしていただけるよう取り組んでいます。Uターンで就職を希望される方に対して引越し費用の支援を行ったり、奨学金を利用している方に対して、採用後の返済の助成を行ったりしています。多岐にわたる福祉サービスを展開しており、自分に合った職種を探してみませんか。



アバス株式会社

所在地：長崎市旭町9番17号
業種：卸小売業（塗料・潤滑油販売）
従業員数：7名



■会社の特色・取組み

弊社は、船舶塗料の販売と工業用潤滑油の販売をしております。

近年は、インターネットやメールでのやり取りが多い時代ですが、そんな時代だからこそ営業をまめに行いお客様の顔を見て本当に求めているものを提供できる会社を目指しています。



■人事労務担当者から

時代がいかに変化しようと仕事を統括し、組織をリードしていく人材は常に必要です。弊社が最も求めるのは、その可能性だと思います。

弊社にはそんな20代30代の社員がたくさんいます。

弊社で働きたい方がいれば大歓迎です。



ケービーソフトウェア株式会社

所在地：長崎市小浦町 20 番地
業 種：ソフトウェア開発
従業員数：42 名



■会社の特色・取組み

当社は 1991 年に創業し、32 年目を迎えました。年齢・性別問わず高いパフォーマンスを発揮できるよう、様々な取組みを行っています。

- ・フレックスタイム制の導入
- ・ノー残業デー(定時退社日) 制定・推進
- ・メンター制度の挿入
- ・在宅勤務制度の導入
- ・有給休暇取得の推進(有給奨励日を制定)

■人事労務担当者から

4年前と比較して、月平均所定外労働時間の削減(24時間→9時間)や年平均有給休暇取得日数の向上(11日→13.5日)など、取組みの成果が現れてきました。

ワーク・ライフ・バランスを実現し、社員が活躍できる会社を目指しています。



五島産業汽船株式会社

所在地：新上五島町鯛ノ浦郷 209 番地 1
業 種：海上旅客運送業
従業員数：28 名



■会社の特色・取組み

上五島(鯛ノ浦)～長崎航路を運航する旅客船会社です。

2018年設立のまだ日の浅い会社ではありますが、自分たちの職務に誇りを持ち、クリーンでオープンな企業体質となるよう心がけています。

島の会社ならではの、まずは島民第一、島民に愛される地域密着型の企業として日々精進しています。

■人事労務担当者から

「Nぴか」以外にも、「長崎県SDGs制度」「女性活躍推進宣言」「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所」などにも登録をしています。

「Facebook」「Twitter」「Instagram」「YouTube」など、SNS活動には積極的に力を入れ、企業の宣伝から地域の紹介まで、日々幅広く情報を発信しています。



西部環境調査株式会社

所在地：佐世保市三川内新町 26-1
業種：環境計量証明事業
従業員数：70名



■会社の特色・取組み

当社は陸域調査部門、海域調査部門、分析・解析部門の3部門で構成されています。「グローバルに考え、ローカルに行動する」をモットーに、SDGs(持続可能な開発目標)に係る社会インフラの長寿命化事業と自然再生可能エネルギーの事業にも積極的に取り組み、社会に必要とされる会社を目指しています。

■人事労務担当者から

全ての従業員が仕事と家庭生活を両立させ、従業員全体が働きやすい職場環境を目指しています。

有給消化の推進、ノー残業デーの設定、育児休業の利用率100%等、ワーク・ライフ・バランスに重点を置いた職場環境づくりに積極的に取り組んでいます。



不動技研工業株式会社

所在地：長崎市飽の浦町 5番 3号
業種：機械設計
従業員数：322名



不動技研工業株式会社



■会社の特色・取組み

1964年に長崎市を本社にスタートした当社は、「人が基本」という経営方針の柱の下、各種発電所の設計、機械設計等、自動車電子・電装部品開発支援等により大手企業のパートナーとして長年発展して参りました。

- ・2020年 くるみん認定
- ・2021年 はばたく中小企業・小規模事業社 300社 選定

■人事労務担当者から

不動技研工業は「人が基本」のエンジニアリング企業です！

計画年休、有給取得の推進(時間単位取得可)もあり年間休日はなんと125日以上。産休制度や短時間勤務制度はもちろん、男性社員の育児休業取得実績もあり、男性・女性問わず働きやすい職場づくりを日々目指しております。



株式会社 NHS

所在地：長崎市勝山町37

業種：保険業

従業員数：52名



■会社の特色・取組み

当社は、保険をはじめとする金融資産に関する様々なお悩みや課題をお持ちのお客様に対し、ワンストップのサービス提供を実現するプロのコンサルティング集団です。保険の仕組み・各社の保険商品に精通したファイナンシャルプランナーが、お客様の意向にそった保険プランを紹介します。長崎県内でのコールセンターでは、非対面（通信販売）で保険のご紹介をしています。

■人事労務担当者から

弊社は、お客様一人ひとりに合った提案ができるように、入社後、座学での専門知識習得や、OJTでトークスキルや研修などの様々な研修を行っており育成に力を入れています。また、資格取得の支援もありますので、キャリアアップを目指せる環境が整っております。



出口工業株式会社

所在地：西彼杵郡時津町左底郷1-7

業種：製造業

従業員数：39名



■会社の特色・取組み

2001年に創立し、20周年を迎えました。

当初は、溶接技術を柱として「モノづくり」を行っていましたが、市場の動向を見極め、一貫生産を構築するため精密機械加工への進出を図り、長崎県が推進する航空機事業や半導体事業にもチャレンジしています。

■人事労務担当者から

モノづくりが大好きな社員が集まり、仕事は仕事、遊びは遊びで割り切り、メリハリがある職場です。若者が中心となり、各種行事を企画・運営しコミュニケーションを大切にしています。あなたが主役、やりがいがあるフィールドで力強く未来へ羽ばたきましょう。



梶原実業株式会社

所在地：大村市東大村1丁目2390番地5
業種：総合建設業
従業員数：37名



■会社の特色・取組み

橋梁工事を主体として県や大村市発注の公共工事にAランク認業者として土木工事の施工監理業務を行っています。プレストレスト・コンクリート工事業の工事完成高では、長きにわたって長崎県1位を続けています。国土交通大臣の顕彰を受けた建設マスターが3名在籍している技術の高さが自慢です。

■人事労務担当者から

新3K「給料が高い」「休暇が取れる」「希望が持てる」を目指して、社員の働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

建設業ではまだ少ない4週8休制をいち早く実現しました。

建設業の仕事は形に残る物を作り出す面白さがあります。一緒に働いてみませんか?未経験の方でも大歓迎です。



エフプラスエル株式会社

所在地：西彼杵郡時津町左底郷1650-4
業種：総合建築事業
従業員数：26名



■会社の特色・取組み

弊社は創業72年目を迎えるHIGUCHI GROUPに属する会社です。長崎県を中心に多角的に事業展開をしているグループ会社の一員として、建築物の資産管理、設備機器の修繕や取付工事全般、さらに今後は新業態開発時の設計から施工管理を行っていきます。

■人事労務担当者から

当社は100年企業を目指しております。豊かなイマを紡ぐため、これからは長崎から未来を創り上げていきます。未来を信じて行動していきます。

私たちと一緒に長崎の未来を創っていきましょう!



株式会社 西日本工業

所在地：佐世保市広田4丁目2番1号
業種：金属加工業
従業員数：50名（グループ合算）



■会社の特色・取組み

当社は主に船舶艀装品・環境保全関連設備・一般製缶品・設備関連配管等幅広い製品づくりを行っています。

また、(株)中野エンジニアリングをグループ企業とし、2社による協力体制のもとグループ経営を行っています。

新たな製品づくりや夢を形にするチャレンジ精神を持ち続ける企業グループです。

■人事労務担当者から

当社はR4.10月（決算期R4.10～R5.9）に創立70周年を迎え、更なる飛躍を期す1年となります。そこで、製造業を取り巻く環境及び地域経済の大きな変化を的確に捉え、柔軟に対応できる社内体制に取り組んでいます。



アイティースペース株式会社

所在地：長崎市畝刈町 1613-136
業種：ソフトウェア業
従業員数：24名



■会社の特色・取組み

当社の強みは「高度な技術力」。その一例として、ロボットや自動運転、AIなどの開発に用いられるモデルベース開発 (MATLAB) を得意としています。また、タイの学生をインターンシップとして迎え入れるなど、国際的な交流にも力を入れています。当社の取組が評価され、第1回長崎県SDGs登録事業者にも認定されました。

■人事労務担当者から

当社では従業員の皆さんが求める職場環境を作るために定期的にアンケートを実施しており、本年度は有給休暇を使い切った後に病気等のやむを得ない事情で休みが必要になった際、追加で5日間の有給休暇が取得できる「バックアップ休暇制度」を新たに導入しました。これからも安心して働いていただけるよう従業員一人ひとりの声に耳を傾ける企業であり続けます。



株式会社 武田商事

所在地：佐世保市沖新町7-2
業種：卸売業
従業員数：81名



■会社の特色・取組み

当社は高圧ガス及び関連機器を販売する会社です。長崎・佐賀を中心に、造船・鉄鋼・病院・官公庁・自動車関連他各界、幅広く活躍しています。

今年で創業108年目となり、20~40代が中心となって、古き良き伝統と新しいスタイル、どちらも取り入れながら日々成長し続けています。

■人事労務担当者から

若い世代も様々な部署で活躍しており、男性も女性も有給休暇は取得しやすく、労働時間の削減を行っています。今年7月に「Nぴか」の認証を受け、「健康経営宣言」や「ながさき結婚・子育て応援宣言」等、ワーク・ライフ・バランスの充実を目指して誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。



株式会社 アライ

所在地：五島市富江町山下334-1
業種：建設業
従業員数：4名



■会社の特色・取組み

私たちは、【お客様の1番の理解者でありたい!】という経営方針のもと、1982年の創業以来地域のライフラインを守り、「パナソニックパートナーズ」として家電販売を行い、家族的経営を掲げる地域密着型の少数精鋭集団です。

2019年に法人成りし、職場環境を整え働く社員にキャリアを大事にしてみんなで100年企業を目指しています。

■人事労務担当者から

事業内容は建設業全般に関わり、公共工事から民間工事まで、電気工事業、管工事業、電気通信工事業、消防施設工事業等幅広く行っています。未経験の方（新卒者含む）に対しては自社の技術研修、社会人基礎力研修のほか、資格取得研修支援制度も充実しています。2019年度より人事考課制度を取り入れ、厚労省が推進するセルフキャリアドッグをいち早く導入し、社員のキャリア形成に注力しています。



長崎県の最低賃金

長崎県 最低賃金	1時間	853 円	長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。 ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。 令和4年10月7日までは821円
	効力発生日	令和4年10月8日	

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額（1時間）	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 円 令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 円 令和3年12月29日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、船舶機関製造業	875 円 令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船舶機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
 ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033
 または最寄りの労働基準監督署へ

令和時代の人材の確保・定着に向けて

ながさき結婚・子育て応援宣言

登録企業・団体募集中！

ご存じですか？長崎県の「少子化」の現状

- 県内で生まれる子どもの数は、ピーク時の6分の1以下まで減少
- 未婚率は1990年以降急激に上昇し、いまや50歳まで未婚の方が男性で4人に1人、女性で5人に1人

- ◆ このため長崎県では少子化対策の一環として、社会全体で結婚・子育て応援の機運醸成を図るべく、「従業員の結婚・子育てを応援したい」と宣言いただける企業・団体を募集し、登録企業をPRしています。
- ◆ 「仕事」と「プライベート」双方の充実を求める新たな人材の確保・定着にもつながります。ぜひ、「ながさき結婚・子育て応援宣言」の登録をご検討ください。



登録は簡単、3ステップ

① ホームページにアクセス

② 宣言内容を記入する

ながさき結婚・子育て応援

検索



➢ 「結婚・子育て」「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍・イクボス」について宣言を記入

※簡単な取り組み例からも選択いただけます！

➢ その他、企業の基本情報や担当者情報などを記入

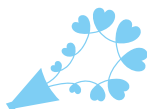
③ 事務局へ送信！

➢ 送信後、数日で登録されます。



登録無料、メリットいろいろ

- ① 県立高校や大学などで、登録企業をPRします
- ② 県のホームページ等で登録企業をPRします
- ③ 自社のPRチラシと宣言書をダウンロードできます
- ④ 結婚・子育て支援に関する情報をお届けします



ながさき
結婚・子育て応援宣言

九州・山口各県共通シンボルマーク

お問合せはこちらまで



長崎県こども未来課 少子化対策班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL. 095-895-2683

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定について

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の
認定基準等が改正されました！
新しい認定制度もスタートしました！



「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

★令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等取得率 7%以上 → 令和4年4月1日以降：10%以上
男性の育児休業等・育児参加目的休暇取得率
15%以上 → 令和4年4月1日以降：20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」
(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。
男性の育児休業等取得率 13%以上 → 令和4年4月1日以降：30%以上
男性の育児休業等・育児参加目的休暇取得率
30%以上 → 令和4年4月1日以降：50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。
出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した労働者のうち、子の1歳時点在職者割合
55%以上 → 令和4年4月1日以降：70%以上

ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました。

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について

- えるぼし認定**：女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。
- プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。

▶▶ 認定の段階

女性活躍推進法に定める5つの認定基準を満たした数等に応じて4つの段階があります。

えるぼし（1段階目）	えるぼし（2段階目）	えるぼし（3段階目）	プラチナえるぼし

▶▶ 認定取得を受けるメリット

- ・認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付す**ことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- ・認定を受けた事業主は、**公共調達の加点を受けられます**。
- ・また、**プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます**。

問合せ先 長崎労働局雇用環境・均等室 (095-801-0050)

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

**若者の採用・育成に積極的で
雇用管理の優良な中小企業を応援します!**

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業に関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品・広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和3年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
---	--------------	--

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

- ①学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ③前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ④前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- ⑤直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- ⑥過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
- ⑦過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと

※その他の認定基準・詳細な認定基準は、「若者雇用促進総合サイト」をご確認ください。



Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

中小事業主の皆さまへ

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度を始めました!

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

○ 認定マークを使用できます!

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

○ 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります!

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます
また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

○ 日本政策金融公庫の低利融資対象となります!

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

○ 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります!

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります
詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて
ともにすすむ
という思いをこめて、要請を「もす」と名付けました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です!

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。
なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。



障害者雇用優良中小事業主 検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

※認定事業主になるための基準のほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

令和4年度 長崎県緊急雇用維持助成金 (産業雇用安定助成金用)

新型コロナウイルスの影響に伴う従業員の在籍型出向により雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の「産業雇用安定助成金」に対する、長崎県独自の上乗せ助成を実施します。

1. 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在籍型出向により、長崎労働局から以下の期間の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内中小企業事業者

- 令和4年2月1日以降に支給決定を受けている産業雇用安定助成金
※出向初期経費については対象外となります。

2. 助成率・限度額

「産業雇用安定助成金」の助成率に応じて次の金額を助成

《助成限度額（累計額）》 1事業者当たり 100万円以内
(令和3年度に限度額に到達した事業主も申請ができます)

《助成率》

国の助成率	県の助成率
5分の4	国支給決定金額の 8分の1 (出向運営経費の10分の1程度)
10分の9	国支給決定金額の 18分の1 (出向運営経費の20分の1程度)
3分の2	国支給決定金額の20分の7 (出向運営経費の30分の7程度)

3. 申請期限

雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限：令和5年3月3日まで】

《申請・問合せ先》

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582



令和4年度

長崎県離職者雇用促進助成金のご案内

新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方を無期雇用労働者または有期雇用労働者として雇用した県内中小企業事業主等に対して助成金を支給します。

助成額

対象者1人あたり

(最大)

(最大)

無期雇用

30万円

有期雇用

15万円

- 3か月以上雇用している場合に限る。
- 1事業主あたり2人までとする。
- 請求日の直近3か月の間に対象者に支払われた賃金が上記の額を下回る場合は、その額とする。

支給対象

(注) 令和4年4月1日以前に雇用した場合は、令和4年6月30日まで継続雇用していること。
また、賃金については4月1日以降の支払い状況を確認します。

■対象労働者

令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

■対象事業主

対象労働者を令和3年12月1日から令和4年11月30日までに無期または有期雇用契約で雇用し、3か月以上継続して雇用した県内中小企業事業主等（個人事業主も含む）

【雇用形態の要件】

- 〈無期〉期間の定めのない雇用
- 〈有期〉3か月以上の期間があり、契約更新の可能性があること
(自動更新または更新する可能性があること)

支給要件

1. 対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
2. 対象労働者の主たる勤務地が長崎県内であること
3. 長崎県内に事業所を有していること
4. 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求までの間に従業員を事業主の都合で解雇していないこと
5. 雇用してから3ヶ月以内に対象労働者が離職していないこと
6. 長崎県税の未納がないこと

申請期限

対象者を雇用してから2か月以内

※最終申請期限：令和4年12月16日(金)

予算の上限に達し次第、
募集を終了します

※2ヶ月を経過している対象者がいる場合は下記問合せ先へご相談ください。

【申請・問合せ先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話：095-895-2714



検索

長崎県離職者雇用促進助成金

職場環境づくりアドバイザー派遣中!

就業規則の見直しをしたい、ハラスメント防止規程の策定などについて相談したい・・・そんな経営者の皆様のもとへ、職場環境の改善をアドバイスする専門家（社会保険労務士）を無料で派遣します。

■相談内容の一例

- 就業規則を見直したいけど、どうしてよいかわからない。
⇒ 育児・介護休業法等の最近の労働法令の改正を踏まえた改正のポイントをアドバイスし、職場環境の改善をサポートします。
 - ◎ 派遣を受けた企業の声
 - ・最新の法令を基に、就業規則を作成、見直しができてよかった。
 - ・国の助成金（キャリアアップ助成金）の活用ができた。
 - ・ハラスメントの防止規定を定めることができた。etc
- ※その他、職場環境の改善や『Nぴか』※の取得を目指す内容なら何でも結構ですので、お気軽にお申込ください。

派遣・相談料
無料

※「Nぴか」とは年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を県が優良企業として認証する制度です。詳細は1ページをご確認ください。

■申請期限：令和4年12月23日(金)

■申請方法：所定の申込書に必要事項を記入し郵送またはFAX

申込書の
ダウンロードは
こちら→



雇用調整助成金等の申請や休業・在籍型出向支援のための「長崎県緊急雇用維持アドバイザー」を派遣します!!

国の雇用調整助成金等の申請や在籍型出向に係る労務管理に関する助言を行うアドバイザー（社会保険労務士）を事業所等に派遣します。

申請書類の作成が難しい、出向を活用したいけど労務管理をどうすればいいかわからない、などのお悩みがある事業所等におかれましては、ぜひご活用ください!

■対象の助成金

1. 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）【国：長崎労働局】

経済上の理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

2. 産業雇用安定助成金【国：長崎労働局】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用の維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

派遣・相談料
無料

■申請期限：令和5年2月10日(金)

■申請方法：所定の申込書に必要事項を記入し郵送またはFAX

申込書の
ダウンロードは
こちら→



《申請・問合せ先》

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582

県立高等技術専門校 ～企業を支える人材育成～

企業における人材育成の取組みは、生産性向上のみならず、人材の確保及び定着にも寄与するものです。社会人等を対象とした実践的な専門人材の育成や、県内産業で活躍できる技術者・技能者を高等技術専門校で養成します。

学卒者訓練 ～主に新規高卒者や一般の方を対象～

入校料・授業料 無料

長崎校(長与町)

訓練科名	定員	期間
電気システム科	20名	2年
自動車整備科	20名	2年
建築設計施工科	20名	2年
機械加工・制御科	20名	2年
溶接技術科	30名	1年
商業デザイン科	20名	1年
観光・オフィスビジネス科	20名	1年
配管設備科	10名	6ヶ月

佐世保校(佐々町)

訓練科名	定員	期間
電気システム科	20名	2年
自動車整備科	20名	2年
オフィスビジネス科	20名	1年
建築設計施工科	20名	1年
機械技術科	20名	1年
溶接技術科	20名	1年
自動車塗装科	20名	1年



令和3年度
就職率**97.7%**、県内就職率**98.1%**

オープンキャンパス開催中！
推薦選考試験・一般選考試験を予定！



在職者訓練 ～主に企業で働いている方や一般の方を対象～

県内の産業界が抱えている技能・技術の継承問題や新技術対応、資格取得への支援についてのセミナーを実施。

※在職者訓練は年度によってコース数・内容が異なります。

産業人材育成セミナー

熟練技術者の技術・技能継承および若手人材の育成支援。
高度な専門知識を必要とする企業ニーズに対応するために TIG 溶接、建築 CAD、エンジン整備用測定（自動車整備）等を実施。

受講料 1,000円～

資格取得講習会

国等の認定する技術・技能の資格取得を支援するために、2級電気工事施工管理、第二種電気工事士の試験準備講習を実施。

オーダーメイド型セミナー

県内中小企業等を対象として、個々の企業や団体の具体的な要望に応じてカリキュラムを作成し訓練を実施。企業内 OJT リーダー育成を支援するセミナーを実施。



お問い合わせ 長崎県雇用労働政策課

詳しくは下記の各校へお問合せください。



●長崎高等技術専門校
企画広報室
電話095-887-5671



●佐世保高等技術専門校
企画広報室
電話0956-62-3799



人材の確保・定着・育成事業のご案内

1. 長崎県在籍型出向支援サイトについて

県では、企業活動の維持・発展を目的に在籍型出向に取り組む県内企業を支援するため、「長崎県在籍型出向支援サイト」を開設しました。

本サイトでは、企業間の出向マッチングに必要な、出向者の送出し側企業と受入れ側企業情報を分かりやすく表示します。

【本サイトの主な機能】

- ① 出向者の送り出しを希望する企業情報の提供
企業名（非公開も可）、所在地、職種、出向人数、出向期間等
- ② 出向者の受け入れを希望する企業情報の提供
企業名、所在地、業職種、受入期間、給与等受入条件等
- ③ 各種支援メニューのご紹介
- ④ 各支援窓口のご案内

長崎県在籍型出向
支援サイトはこちら



企業情報の掲載には事前登録が必要です！

本サイトで受入又は送出情報の掲載を希望される方は、右のQRコードから申し込みフォームにアクセスの上、必要事項をご入力いただき申請してください。後日、専用のIDとパスワードを通知しますので、それによりサイトへの公開情報をご入力いただけます。

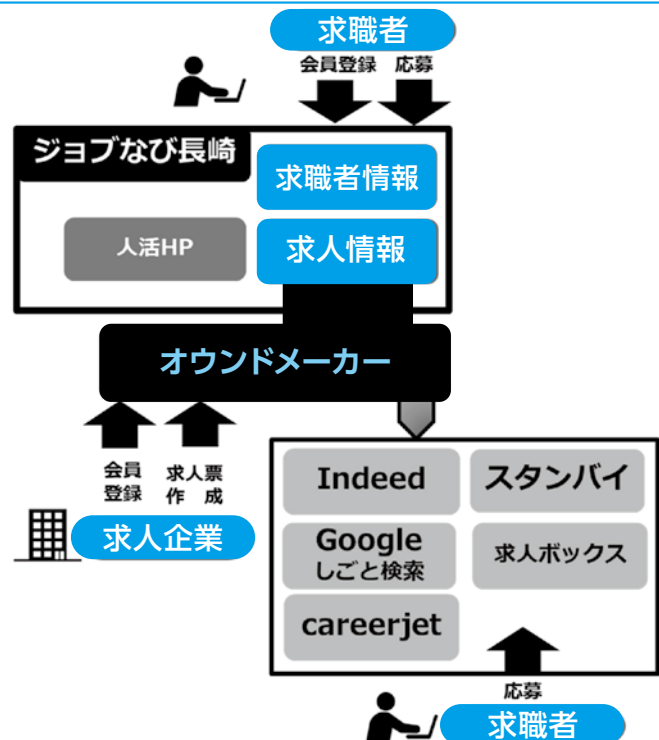
事前登録のお申込み
はこちら



2. 「ジョブナビ長崎」の運用開始について

長崎県人材活躍支援センターのホームページを全面リニューアルし、中途採用向けの求人求職サイト『ジョブナビ長崎』の運用を開始しました。

「ジョブナビ長崎」は、リクルーティング・パートナーズ（株）が運営する採用マーケティングツール「OwnedMaker（オウンドメーカー）」と連携し、企業の採用管理画面や求人情報の簡単作成など、同ツールの機能を活用した様々なサービスがご利用になれます。作成された求人情報は、全国の多数の求職者が利用している5つの求人検索エンジンと自動連携し、拡散されるため、求職者との接点を増やすことが可能です。



【問合せ先】 県の雇用労働政策課 産業人材対策班（095-895-2711）

[長崎県人材活躍支援センターのホームページが、新しく生まれかわりました!]

「長崎県内で働く」を応援するポータルサイト

ジョブなび

JobNavi-NAGASAKI



POINT
求職者向け

- ① 長崎県内の求人(仕事情報)をまとめて掲載
- ② エリア別、業種別から簡単検索
- ③ 就職に役立つイベント情報、セミナー動画の掲載

POINT
事業者向け

- ① 求人情報の登録、拡散(大手検索エンジンと自動連携)
- ② 登録求職者へスカウトメールを送信(R4年度中実装)
- ③ 採用に役立つイベント情報、セミナー動画の掲載

長崎県はこの度、長崎県人材活躍支援センターホームページを、「長崎県で働く」を応援するポータルサイト『ジョブなび長崎』として全面リニューアルいたしました。

『ジョブなび長崎』は、県内での就職を希望する求職者(新卒除く)と県内企業の皆様とのマッチングをより一層加速させるため、皆様にとって便利な役立つ機能を多数搭載しています。もちろん利用は無料です。

また、人材活躍支援センターのサービス案内のほか、県主催イベント情報やセミナー情報、就職に役立つ動画の掲載等、多くの情報を掲載しており、構成、デザイン並びに操作性も全面的に刷新しました。パソコンだけでなく、スマートフォンからも快適にご利用いただけます。

今後も引き続き、長崎県内でお仕事を探されている皆様と人材を採用したい事業者の皆様にとって、役立つサービス・情報を提供していきますので、是非、県内での就職・採用活動にご活用ください。



<https://jinkatsu.pref.nagasaki.jp/>

システム【オウンドメーカー】についての問い合わせ先

[受託事業者] リクルーティング・パートナーズ株式会社

092-400-3140 (受付時間/平日 10:00 ~ 18:00)

経験豊かなシルバー会員が、きっとあなたのお役に立ちます！

技能分野

- ・襖、障子、網戸の張り替え
- ・植木剪定
- ・大工
- など



事務分野

- ・一般事務
- ・受付事務
- ・筆耕（毛筆、ペン書き）
- など



管理分野

- ・建物管理
- ・駐車場管理
- ・物品管理
- など



ご家庭はもちろん

企業や団体の皆様からの

仕事のご依頼、お待ちしております！

シルバー人材センターにお任せください。

屋内外の一般作業

- ・各種メーター検針
- ・除草
- ・ラベル貼り
- ・封入れ
- など



サービス分野

- ・家事援助
- ・介護補助
- ・保育補助
- ・学習指導
- など



60歳以上の元気な会員も募集中です。



チエブクローは、シルバー人材センターのマスコットキャラクターです。

◎高齢者に適した臨時的・短期的または軽易な仕事をシルバー人材センターが引き受けて、それを会員に提供しています。

◎危険な作業や重労働など、お引き受けできない仕事もありますので、予めご了承ください。(例：高所作業、建設業務、警備業務など)

◎お引き受けする仕事の内容は、各シルバー人材センターで異なります。

お問い合わせ、仕事のご依頼は、あなたの街のシルバー人材センターへご連絡ください。

長崎市シルバー人材センター	長崎市岡町2番13号	☎095-842-9500	西海市シルバー人材センター	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番12	☎0959-22-9086
佐世保市シルバー人材センター	佐世保市谷郷町7番19号	☎0956-24-4045	雲仙市シルバー人材センター	雲仙市千々石町戊756番地1	☎0957-37-6777
島原市シルバー人材センター	島原市坂上町7526番地	☎0957-63-7222	南島原市シルバー人材センター	南島原市布津町乙470番地	☎0957-72-7065
諫早市シルバー人材センター	諫早市新道町948番地	☎0957-24-5183	長与・時津シルバー人材センター	西彼杵郡長与町斉藤郷1006番地12	☎095-887-0800
大村市シルバー人材センター	大村市西三城町7番地9	☎0957-52-5225	波佐見町シルバー人材センター	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1675番地1	☎0956-27-6101
平戸市シルバー人材センター	平戸市鏡川町930番地	☎0950-22-3100	対馬市シルバー人材センター	対馬市豊玉町仁位94番地5	☎0920-58-1432
松浦市シルバー人材センター	松浦市志佐町浦免275番地	☎0956-72-5500	川棚町シルバー人材センター	東彼杵郡川棚町下組郷338番地57	☎0956-82-2121
壱岐市シルバー人材センター	壱岐市郷ノ浦町本村触93番地	☎0920-47-5200	新上五島町シルバー人材センター	南松浦郡新上五島町青方郷1379番地1	☎0959-52-2208
五島市シルバー人材センター	五島市三尾野1丁目7番1号	☎0959-72-4680			

お気軽にお問い合わせください。ご連絡をお待ちしています。

公益社団法人 長崎県シルバー人材センター連合会 長崎市大黒町3番1号 長崎県交通産業ビル2階 ☎095-833-2310



※このチラシは、高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省長崎労働局委託）により、長崎県シルバー人材センター連合会が作成しています。

労働相談Q&A

Q 解雇について

コロナ禍で解雇が増えていると聞きます。解雇は、どのような種類があるのか等、解雇についての基本的なことを教えてください。

A 今回は雇用期間が定まっている労働契約（以下「有期労働契約」）における契約期間内の解雇についてお話しします。

労働契約法 17 条 1 項により有期労働契約を契約期間の途中で労働者を解雇するためには、「やむを得ない事情」がある場合でなければできないとされています。ここでいう「やむを得ない事情」とは、客観的に合理的な理由と社会通念上相当であるという事情に加え、当該雇用を終了せざるを得ない特段の事情のことを言います。

無期労働契約の場合、解雇は「客観的に合理的で社会通念上相当と認められる理由」（労働契約法 16 条）が必要とされていますが、有期労働契約の場合はこれより厳格な「やむを得ない理由」が必要とされるということになります。

それでは具体的にどのようなものが「やむを得ない事情」になるのでしょうか。学説では、労働者が就労不能となったこと、労働者に重大な非違行為があったこと、雇用の継続を困難とするような経営難を例示しています。

有期労働契約の契約期間中の解雇が認められる「やむを得ない事情」があるかどうかは、解雇理由とされている労働者の行動と、これまでの労働者の勤務態度や使用者の対応等を勘案して判断されるとされています。

大阪運輸振興（嘱託自動車運転手・解雇）事件（大阪地裁 平成 25 年 6 月 20 日）を見てみましょう。

この事例は、1 年間の有期労働契約でバス運転手として雇用されていた労働者が、発進直後に歩き出したため客がいたためバスを停止させたところ転倒させたことがあった、前方を走っていた原付バイクの進路妨害を避けるための回避措置で客に捻挫させたという 2 件の事故について、運転手としての適性を欠いていると解雇されたのは無効と訴えたものです。裁判所は、本件事故は運転手としての適格性を疑わせるほどの過失が認められないと、解雇は無効と判断しました。

「本件解雇は、期間の定めのある労働契約の期間途中における解雇であるから、労働契約法 17 条 1 項により、やむを得ない事由がなければ無効となる。また、同条項にいう「やむを得ない事由」は、期間の定めのない労働契約における解雇に関する労働契約法 16 条の要件よりも厳格のものともみべきであり、期間満了を待つことなく直ちに雇用を終了せざるを得ないような特別の重大な事由を意味するものと解するのが相当である。」

【以下次号】

令和5年度 長崎県立高等技術専門校

入校生募集

授業料

無料

就職率

97.7%

県内就職率

98.1%

試験概要

	願書受付期間	試験日	合格発表
推薦	令和4年 9/13(火)～9/27(火)	令和4年 10/4(火)	10/11(火)
一般	令和4年 10/11(火)～10/25(火)	令和4年 11/1(火)	11/15(火)
追加選考試験	第1回 令和4年 11/18(金)～12/2(金)	令和4年 12/9(金)	12/16(金)
	第2回 令和5年 1/13(金)～1/27(金)	令和5年 2/3(金)	2/10(金)

応募資格等

- ※平成17年4月1日以前に生まれた者。
- 自動車整備科および長崎校の建築設計施工科については、高等学校卒業者（令和5年3月卒業見込みの者を含む）または高等学校卒業程度認定試験合格者（大学受験資格を有する者を含む）
- ※推薦選考試験の対象者は令和5年3月高等学校卒業見込みの者。
- ※推薦選考試験および一般選考試験で、定員を満たしていない科については、追加選考試験を行います。

入校日 令和5年4月10日

募集校・募集科

長崎高等技術専門校

科名	定員	訓練期間	推薦	一般
電気システム科	20名	2年	○	○
自動車整備科	20名	2年	×	○
建築設計施工科	20名	2年	○	○
機械加工・制御科	20名	2年	○	○
溶接技術科	30名	1年	○	○
商業デザイン科	20名	1年	○	○
観光・オフィスビジネス科	20名	1年	○	○
配管設備科	10名	6ヶ月	○	○

佐世保高等技術専門校

科名	定員	訓練期間	推薦	一般
電気システム科	20名	2年	○	○
自動車整備科	20名	2年	×	○
オフィスビジネス科	20名	1年	○	○
建築設計施工科	20名	1年	○	○
機械技術科	20名	1年	○	○
溶接技術科	20名	1年	○	○
自動車塗装科	20名	1年	○	○

商業デザイン科訓練生がポスターデザインしました。